

第四次太宰府市環境基本計画

『令和版 人と環境にやさしいまほろばの里・太宰府』をめざして



令和3年8月
太宰府市

ごあいさつ

日頃より太宰府市の環境施策に対しご理解とご協力を賜りありがとうございます。

本市では、平成2年に制定した太宰府市環境基本条例に基づき、平成6年に第一次太宰府市環境管理計画を国の第一次環境基本計画とほぼ時を同じくして策定し、それ以降平成13年に第二次、平成23年に第三次の計画を策定し環境施策を進めてきました。

それに続く本第四次太宰府市環境基本計画は、第三次計画までの総括をもとに、地域ごとの現況や課題などの特徴を整理し、さらに深刻化する気候変動問題への取り組みや環境に関わる社会情勢の変化に対応した内容の検討を行い、令和3年度から10年間の本市の環境まちづくりの取組の基本方針として策定しました。

これに先駆け、2050年までに二酸化炭素の排出量実質ゼロを目指す気候非常事態ゼロカーボンシティ宣言を発出しました。近年、本市でも度重なる豪雨や異常高温といった事象が出ており、そうした危機から令和発祥の都太宰府ならではの豊かな自然や誇りうる文化財を守り、良好な環境を次代に引き継ぐためです。

今後も、本市が望ましい環境像として掲げる「令和版 人と環境にやさしいまほろばの里・太宰府」の実現に向け、市民や事業者の皆様と連携を図りながら、環境を守り、育み、創り、活用する太宰府ならではの取り組みを進めてまいりますので、皆様のさらなるご理解、ご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたりまして貴重なご意見やご提言をいただきました太宰府市環境審議会委員、自然環境調査員、その他市民事業者アンケート等にご協力いただきました全ての皆様に心から感謝申し上げますとともに、皆様方のご健勝、ご多幸と本市のさらなる発展を祈念し、巻頭の挨拶といたします。

令和3年8月

太宰府市長
楠田大蔵



目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の経緯と趣旨	1
(1) 計画策定の経緯	1
(2) 計画策定の趣旨	1
2. 計画の枠組み	2
(1) 計画の位置づけ	2
(2) 計画の対象地域と対象範囲	3
(3) 計画期間	3
第2章 計画策定の背景と課題	4
1. 太宰府市を取り巻く社会経済状況と環境問題	4
(1) 世界の状況	4
(2) 日本の状況	7
(3) 現在の環境政策の課題	9
2. 地域ごとの特徴	12
(1) 太宰府小校区自治協議会（北谷、内山、松川、三条、三条台、連歌屋、馬場、湯の谷、大町、新町、白川、五条西、五条、東観世）	13
(2) 太宰府東小校区自治協議会（湯の谷西、秋山、五条台、東ヶ丘、星ヶ丘）	20
(3) 太宰府南小校区自治協議会（高雄、梅香苑、緑台、梅ヶ丘、高雄台）	22
(4) 国分小校区自治協議会（水城、水城台、水城ヶ丘、国分）	25
(5) 水城小校区自治協議会（坂本、観世音寺、桜町、榎、榎寺、芝原、通古賀）	29
(6) 太宰府市西校区自治協議会（都府楼、向佐野、吉松、大佐野、大佐野台、長浦台、青葉台、つつじヶ丘、ひまわり台）	34
3. 第三次太宰府市環境基本計画の評価	38
(1) 行政の具体的な取組の進捗状況	38
(2) 数値目標の達成状況	40
(3) 市民・事業者・団体の意識	42
4. 太宰府市の取り組むべき課題	44
第3章 望ましい環境像・基本理念、各主体の役割、施策体系	46
1. 望ましい環境像・基本理念	46
(1) 望ましい環境像	46
(2) 基本理念	47

2. 各主体の役割、施策体系	48
(1) 各主体の役割	48
(2) 施策体系	49
第4章 重点戦略とそれを支える環境施策の展開	52
1. 重点戦略	52
(1) 健康で心豊かな暮らしの実現	52
(2) 地域ストックを活用した持続可能な地域づくり	57
(3) 持続可能な脱炭素・循環型都市	58
2. 重点戦略を支える環境施策の展開	60
(1) 生活環境の保全	60
(2) 循環型社会の形成	70
(3) 生物多様性の確保・自然共生	79
(4) 気候変動対策	91
(5) 歴史・景観まちづくり	103
(6) 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり	111
第5章 計画の推進体制、進行管理	116
1. 計画の推進体制	116
(1) 市民、NPO・ボランティア、事業者とのパートナーシップによる推進体制 ..	116
(2) 行政（市）内部の推進体制	116
(3) 行政（市）外部の推進体制	117
2. 進行管理の方法	118